

# 小金井市奨学資金運営委員会委員公募選考基準

## 1 公募委員の役割等

- (1) 根拠規定 小金井市奨学資金支給条例(昭和35年条例第8号)第6条第4号
- (2) 役 割 奨学生の選定、奨学生額の決定等奨学資金制度の運営について、市長からの諮問に応えます。
- (3) 任 期 令和8年7月1日から令和10年6月30日まで
- (4) 会 議 任期中に年2回(予定)の小金井市奨学資金運営委員会に出席し、審議等に参画します。
- なお、会議に出席した委員に対しては、報酬を支給します。(委員長：11,000円、委員：10,000円)

## 2 募集と応募

- (1) 募集人員 3人
- (2) 募集対象 市内在住で、18歳以上(令和8年4月1日現在)の学校教育に熱意と関心のある方。ただし、既に市が設置している各種審議会、委員会等の委員を2つ以上兼務している方、市の関係者及び本市奨学生出願資格を有する方は除きます。
- (3) 募集期間 令和8年2月2日から令和8年2月27日まで
- (4) 募集方法 募集の周知は、市報(令和8年2月1日号)、市ホームページ及び市内掲示板で行います。

## 3 選考方法

小金井市奨学資金運営委員会公募委員応募用紙による書類審査により選考します。

## 4 応募方法

小金井市奨学資金運営委員会公募委員応募用紙又は応募フォームに氏名・年齢・性別・住所・電話番号(連絡先)・応募者の意見を明記し、令和8年2月27日までに直接、郵送(封書は必着)、ファクス又は専用フォームで教育委員会学校教育部庶務課庶務係へ提出してください。

## 5 提出された応募用紙の記載内容を審査のうえ決定します。ただし、次の事項につ

いても考慮するものとします。

- (1) 選考にあたっては、男女に偏りがないよう配慮します。
- (2) より広く市民の意見を聴くため、年齢、地域等による偏りは極力さけるようにします。

## 6 書類審査

提出された応募用紙は、次の各項目を審査し、各項目の得点集計により評価します。

- (1) 現状や課題を的確にとらえているか。
- (2) 先見性があり、かつ現実的な主張であるか。
- (3) 審議に必要な知識があるか。
- (4) 社会的に公平・中立な立場で審議できるか。
- (5) 審議をまとめる協調性があるか。
- (6) 誤字・脱字がなく、適切な文章表現であるか。

各項目につき各10点満点とします。

## 7 選考委員会

公募委員の選考に当たっては、小金井市奨学資金運営委員会委員選考会議を設置し、教育長、教育長職務代理者、学校教育部長、庶務課長、庶務係長が選考委員になります。

## 8 選考結果

選考結果については、応募者に通知するとともに、市報（令和8年5月1日号予定）及び市ホームページに掲載します。

なお、応募用紙は選考後、直ちに応募者に返却します。

## 9 小金井市奨学資金運営委員会委員の公募・選考に関する庶務は、教育委員会学校教育部庶務課庶務係において処理します。